

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書
【提出先】 中国財務局長
【提出日】 2022年4月8日
【中間会計期間】 第132期中（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】 日ノ丸自動車株式会社
【英訳名】 HINOMARU BUS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島 文明
【本店の所在の場所】 鳥取県鳥取市古海620番地
【電話番号】 0857(22)5158
【事務連絡者氏名】 総務部長 瀧田 哲也
【最寄りの連絡場所】 鳥取県鳥取市古海620番地
【電話番号】 0857(22)5158
【事務連絡者氏名】 総務部長 瀧田 哲也
【縦覧に供する場所】 該当なし

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2021年12月27日に提出した第132期半期（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）報告書の記載事項の一部に誤りがあり、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものである。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 中間連結財務諸表等

(1) 中間連結財務諸表

注記事項

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

4. 会計方針に関する事項

（5）重要な収益及び費用の計上基準

（収益認識関係）

2 中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

注記事項

（重要な会計方針）

4. 収益及び費用の計上基準

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____をして表示している。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4.会計方針に関する事項

(5)重要な収益及び費用の計上基準

(訂正前)

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりである。

バス事業

バス事業において、主に乗合バス、貸切バスを運行しており、顧客にバス輸送業務の提供を完了した時点で履行義務が充足される。

航空代理店事業

航空代理店事業において、主に鳥取県内2空港にて航空機の運航支援業務をはじめとする地上支援業務を行っており、顧客に運航支援業務の提供を完了した時点で履行義務が充足される。

駐車場事業

駐車場事業において、7階建立体駐車場を有し賃貸しており、賃貸期間中の時間の経過により履行義務が充足される。

受託バス事業

受託バス事業において、鳥取県内3市町村にて自家用有償自動車運送事業を行っており、顧客に運送業務の提供を完了した時点で履行義務が充足される。

旅行斡旋事業

旅行斡旋事業において、各種旅行の斡旋業務を行っており、顧客に斡旋業務の提供を完了した時点で履行義務が充足される。

(訂正後)

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりである。

バス事業

バス事業において、主に乗合バス、貸切バスを運行しており、顧客にバス輸送業務の提供を完了した時点で履行義務が充足される。

航空代理店事業

航空代理店事業において、主に鳥取県内2空港にて航空機の運航支援業務をはじめとする地上支援業務を行っており、顧客に運航支援業務の提供を完了した時点で履行義務が充足される。

受託バス事業

受託バス事業において、鳥取県内3市町村にて自家用有償自動車運送事業を行っており、顧客に運送業務の提供を完了した時点で履行義務が充足される。

旅行斡旋事業

旅行斡旋事業において、各種旅行の斡旋業務を行っており、顧客に斡旋業務の提供を完了した時点で履行義務が充足される。

(収益認識関係)
(訂正前)
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）						(金額：千円)	
	報告セグメント						その他	合計
バス事業	航空代理店事業	駐車場事業	受託バス事業	旅行斡旋事業	計			
顧客との契約から生じる収益	364,804	185,982	43,910	54,459	33,476	682,632	20,339	702,972
その他の収益	19,000	-	-	-	-	19,000	-	19,000
外部顧客への売上	383,804	185,982	43,910	54,459	33,476	701,632	20,339	721,972

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物品販売事業、受注整備事業を含んでいる。

(訂正後)
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）						(金額：千円)	
	報告セグメント						その他	合計
バス事業	航空代理店事業	駐車場事業	受託バス事業	旅行斡旋事業	計			
顧客との契約から生じる収益	364,804	185,982	-	54,459	33,476	638,721	20,339	659,061
その他の収益	19,000	-	43,910	-	-	62,910	-	62,910
外部顧客への売上	383,804	185,982	43,910	54,459	33,476	701,632	20,339	721,972

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物品販売事業、受注整備事業を含んでいる。

バス事業セグメントの「その他の収益」は、国・県及び市町村等より受領する運行費補助金等である。

駐車場事業セグメントの「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入である。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【注記事項】

(重要な会計方針)

4. 収益及び費用の計上基準

(訂正前)

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりである。

バス事業

バス事業において、主に乗合バス、貸切バスを運行しており、顧客にバス輸送業務の提供を完了した時点で履行義務が充足される。

航空代理店事業

航空代理店事業において、主に鳥取県内2空港にて航空機の運航支援業務をはじめとする地上支援業務を行っており、顧客に運航支援業務の提供を完了した時点で履行義務が充足される。

駐車場事業

駐車場事業において、7階建立体駐車場を有し賃貸しており、賃貸期間中の時間の経過により履行義務が充足される。

受託バス事業

受託バス事業において、鳥取県内3市町村にて自家用有償自動車運送事業を行っており、顧客に運送業務の提供を完了した時点で履行義務が充足される。

(訂正後)

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりである。

バス事業

バス事業において、主に乗合バス、貸切バスを運行しており、顧客にバス輸送業務の提供を完了した時点で履行義務が充足される。

航空代理店事業

航空代理店事業において、主に鳥取県内2空港にて航空機の運航支援業務をはじめとする地上支援業務を行っており、顧客に運航支援業務の提供を完了した時点で履行義務が充足される。

受託バス事業

受託バス事業において、鳥取県内3市町村にて自家用有償自動車運送事業を行っており、顧客に運送業務の提供を完了した時点で履行義務が充足される。